

令和4年 壱岐市議会定例会 3月 会議録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和4年3月8日 午前10時00分開議

日程第1	報告第2号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第16号)の専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第2	報告第3号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第3	議案第6号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第7号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第8号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第9号	壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第10号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第11号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第12号	壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第13号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第14号	市道路線の認定について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第15号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第17号)	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第13	議案第16号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第17号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第18号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第19号	令和4年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第17	議案第20号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	議案第21号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託

日程第19	議案第22号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第23号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第24号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	議案第25号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第26号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第24	議案第27号	損害賠償の額の決定について	教育次長 説明、質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川博一市長より追加議案を1件受理しております。

日程第1. 報告第2号～日程第2. 報告第3号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、報告第2号から、日程第2、報告第3号まで2件を議題として、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで報告第2号ほか1件の質疑を終わります。

日程第3. 議案第6号～日程第5. 議案第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、議案第6号から、日程第5、議案第8号まで3件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第6号ほか2件の質疑を終わります。

日程第6. 議案第9号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第6、議案第9号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第9号について質問いたします。

1点目は、提案理由に公務員職権濫用の嫌疑は不起訴処分となったと、そういうふう述べておられます、まず。この間の市民向けの説明でも起訴されなかったと、それから検察審査会でも起訴されなかったということ、まず必ず述べているわけでありましたが、この嫌疑は不起訴処分となったということ、極めて強調されているように思われますし、そういう意味で職権濫用はなかったという意味の主張であるというふうには白川市長は言われているのか。しかし、民事訴訟のほうで裁量権の逸脱、濫用はあったということは認めになるということ、よろしいのかということが、まず1点でございます。

その次2点目でございますが、判決は下されました。白川市長は様々な説明の中で、反省するところは反省する、真摯に受け止めると、このような言葉は多く語られておられますが、具体的にどういふ点を反省しなければならなかったか、そういう具体的な点での説明、広報のいきにおいても、それからケーブルテレビでの説明でも、その具体的な反省点については語られていない、そのように受け止めるわけですが、はっきりとどの点がしっかり反省しなければならなかった点なのか、お答え願いたいと思います。

それから3点目、今回の損害賠償請求事件については、壱岐産業眞弓さんからは、訴えられたのは壱岐市と白川市長であります。この間は白川市長の責任、いろんな説明はなされておられますが、壱岐市としての責任、この辺りは明確でないというふうには思いますが、壱岐市との責任を明確にすべきではないかというふうには思いますし、その責任はどのように壱岐市として取られるのか、この点をお答え願いたいというふうには思います。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

○市長（白川 博一君） 4番、山口欽秀議員の御質問にお答えをいたします。

3点ございますけれども、第1点目の質問でございます。

公務員の職権濫用罪につきましては、検察庁において不起訴処分となり検察審査会でも不起訴処分となりましたので、職権濫用はなかったものと認識をいたしております。このことについては、強調するというのではなくて、一連のこの件について刑事訴訟と民事訴訟が行われましたので、一連の御説明を市民の方にしたというところでございます。

また、裁量権の逸脱、濫用につきましては、これにつきましても説明をいたしておりますが、全てを承服できるものではありませんけれども、判決が確定いたしましたので、認める認めないということではなくて、真摯に受け止める立場にあると考えておるところであります。

2点目の御質問でございますけれども、民事訴訟、損害賠償の判決に確定に当たりましては、御承知のとおり市民皆様に対し、市議会の中での御報告並びに壱岐市ケーブルテレビ、市ホームページ、市広報紙にて、私からおわびと内容説明をさせていただいたところであります。繰り返

しになりますけれども、刑事訴訟については不起訴となり、結果として刑事と民事の判断は分かれ、平成29年1月の刑事訴訟からこれまで5年間にわたり検察庁や裁判所において、誠実に細部に至るまで御説明申し上げてきたところでありまして、これまでの全ての内容を精査された結果が、既に御報告申し上げた内容でございます。裁判の内容に関して、ある一部分のみを切り取ったものについて申し上げることは適当ではないと考えており、またその内容を御説明申し上げるには限界もございます。

今回の確定判決を真摯に受け止めて、既に申し上げております私の考える4つの責任について、果たしてまいることが一つの反省の表れでありますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

3点目の御質問、壱岐市の責任についてにお答えいたします。

まず、今回の民事訴訟における法的責任について改めて御説明を申し上げます。

今回の訴訟における被告は、壱岐市及び白川博一個人でありますけれども、白川博一個人に対しての不法行為による損害賠償請求については、被告白川は市長の職務として行った行為であるから、国家賠償法の規定により賠償責任を負わないとされました。国家賠償法第1条の規定に基づき地方公共団体である壱岐市が損害賠償責任を負うこととなります。

市といたしましては、確定判決に基づき損害賠償金及び遅延損害金の合計額384万9,133円について、原告への支払いを完了しております。また、この分について壱岐市損害賠償等審査会における審査を経て、損害賠償金、遅延損害金及び弁護士費用等を含めた520万7,389円を市長個人に求償し、既にその全額について市長からの納付を受けたところであります。このことによりまして、壱岐市としての責任は果たしたものと考えておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、第1点目のことではありますが、検察が不起訴処分にしたということ、不起訴であったということは、職権濫用がなかったということと断定するものではないと思います。あくまで、嫌疑が十分証明できるだけのものがなかったと、そういうことで理解すべきではないかというふうに思うわけで、この間の選挙後の一連の新聞報道なんかを見ても、白川市長が行われたのは選挙で信頼を失ったからというふうに言われているわけですから、そういう面で濫用がなかったと、そういうお墨つきを与えるものではないというふうに理解します。その点を受けても、今回の職権乱用の認めないけども認めるわけでもないけども、真摯に受け止めると、この辺りの受け止め方が理解できないですが、もう一回説明をお願いします。

2番目についてですが、反省するところは具体的にどこなのかということは今も述べられなかったと思います。特に、入札を回避したということがやっぱり裁判というと、職権の逸脱、濫用だったという点で、しっかり反省すべき点だと思いますが、その点はつきりお述べください。

それから3点目ですが、白川市長が求償を受けて賠償責任を負ったということで、これでもう壱岐市の責任も負えたというふうに言われましたが、実際、入札の責任含めて、副市長含めて、市が入札の委員会の中で決定しているわけですから、市長一人の独断でこのことが行われたというのは、それは違うと思いますね。やっぱり市長の意見を受けて結局入札で回避を認めたと、そういうことですから壱岐市としての責任も明確にすべきだということを思いますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山口議員の再質問にお答えをいたします。

刑事責任がないということ、職権の濫用はなかったということなのかということでございます。これにつきましては、不起訴ということでございますから、なぜ不起訴だったのかとか、どれだけの疑いがあったよとか、そういうことは全く開示をされておられません。そういったことで、私は不起訴ということだから職権濫用は認められなかったんだということでは理解をしておるところであります。

2点目の反省をしていない、反省について全然なっていないじゃないかということでございますけれども、私は、70年間の私の人生の中で多くの失敗や反省をしてまいりました。その中でも今回の事案は、反省は大きなものであると認識をいたしております。しかし、私の現在は、そのような失敗や反省を含めた70年間の行動、私の人生があって今の私があると思っております。反省というのは、自らを省み、その気づきを心に受け止め、同じ失敗をしない、またその経験をその後に活かして初めて反省をしたと言えると認識をしております、「はい、私はこのことを反省しました。」と発表することが反省ではないと思っておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

それから3点目の市の責任もあるんじゃないか、指名審査委員会も私の打診を受けて指名回避という措置を行ったんじゃないかということでございますけれども、そうではございますけれども、結果としてそのことが再度私のところに決裁が上がってまいりました。そして、私が決裁をしたわけでございまして、全責任は私個人にあると、私にあると思っております。

○議員（7番 植村 圭司君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 2点目、反省するところは反省するというふうで、これにはっきり答えていただけないというふうに思うんですね。やっぱり今回の民事訴訟で裁判所は、白川市長の恣意的行為が行われて、それは裁量権の逸脱、濫用であったと、だから、国家賠償法によって賠償しなさいと、こういう判決ですので、それははっきり白川市長自身いろいろ失敗をしたということですが、今回の失敗は恣意的な行為を行ってしまったと、裁量権の逸脱、濫用であったと、白川市長がやったことはね。というふうに明確にその点はしっかり反省にあるのかどうかを

お答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まさに、山口議員おっしゃるように、私は判決文、その中でやはり私の主張が取り入れられなかった。そこをやはり理解をしなければいけないし、今、山口議員おっしゃった私に恣意的なことがあったと、その点については反省をいたします。反省をするところがあります。

○議長（豊坂 敏文君） 質疑の通告がっておりますので、これを許しますが、次に、7番、植村圭司議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 質問をいたします。

今回のこの件、100分の10を減じることになりました。2か年としましたということなんですけれども、これをなぜこういう裁量といたしますか、度合いにしたのかという単純な理由をお伺いしたいということと。

あと、過去、市長減給で一番大きかった事例はどういうことかという、どの程度かという話。

それと3番目に、他市町の事例は調査されたのかということをお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 失礼しました。植村議員の御質問、まず最初に、減給の度合いを100分の10、2か年としたのは前例がないと思われるので、具体的説明を求めますというのが通告の内容でございます。

今回の給与減額は、道義的責任を明らかにするため、市長の給料を減額することを自ら判断したものでございまして、減額割合についての根拠等はございません。今回の判決を肝に銘じ、反省の気持ちを持ち続けるために、残りの任期である2年間、減額するとしたものであります。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2番目に、過去に一番減額が大きかった事例はということでございます。市長の給料の減額事例で、過去に一番減額が大きかった事例といたしましては、職員等の不祥事によるものとして、昨年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に際し、多数の老岐市職員から感染者が発生し、医療現場が危機的な状況になるなど、市民生活に多大な支障を来す結果となったことにより、行政責任及び管理監督責任を明確にするために、令和3年2月から4月までの3か月間、100分の10を減額いたしております。

3点目の他の市町の事例は調査したかということでございますけれども、今回の給与減額は、道義的責任を明らかにするため、市長の給料を減額するものであり、他市町との事例を直接的に参考にしたものではございません。今回の案件と類似する事例によりますと、他市町で減額が大きかった事例といたしましては、これ、私が調べた範囲でございまして、熊本県における民事

訴訟で、市長が敗訴したことを受け、市長の給与の4割減額が3か月、100分の10で押しなべますと12か月。また、三重県では市町の給与の5割減額が3か月、10分の10で押しなべますと15か月行われたという事例がございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。

一番最後の他市町の事例につきましては、私もいろいろ調べたんですけども、同じくその事例について承知をしているところでございます。

そして、あと、1番目、一番最初のなぜ減給の度合いをこの100分の10の2か年としたのかという話の中で、一つ、追加で質問したいんですけども、庁内手続というのがあったのかなかったのかなんですが、普通にあると思うんですね。何とか審査会とか、そういった市長の裁量でこういうふう決められたのか、それとも庁内の手続、話し合いの中でこういうふう決まったのかということを確認したいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この件については、協議もございません。私の意思でございます。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。

○議員（7番 植村 圭司君） 終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、3番、武原由里子議員。

○議員（3番 武原由里子君） 失礼します。私も第9号市長の給与の特例に関する条例の制定について。100分の10を乗じて得た額を減じた額とするとあります、この減額の割合の根拠をお願いします。

また、今回、期末手当については、現行のまま減給しないというふうになっておりますが、その理由もお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 3番、武原由里子議員の御質問にお答えいたします。

100分の10を減じて得た額の根拠、それからまた期末手当を減額しない根拠、理由ということでございます。

今回の給与の減額は、先ほど来申しておりますように、道義的責任を明らかにするため、市長の給料を減額することを自ら判断したものでありまして、減額割合についての根拠等はございません。

従いまして、期末手当を減額しない理由につきましても、根拠等は存在いたしません。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） では、市長が自ら自分の意思で、この額を決められたということですね。恐らく何人かにはお尋ねになったのではないかと思います。しかし、今回こういう100分の10というところがどうなのかというところは、やはりいろんな考えもあられると思います。先ほどの他市町の事例もありますし、前年度コロナ禍の会食のときとあります。それと比べたときに、この100分の10の2年間ということをお自身で決められたということですね。

それとまた、期末手当はそのままの減給なしの定額80万円ですかね月の、その割合がそのままということなんですけれども、やはり、これもこちらには道義的責任は考えられずそのままということだと思っんですけれども、やはり、もう少しこの説明が足りないので、よろしく願います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど、2つの例を申し上げました。4割を3か月、4か月……いずれにしても、4割、5割という減額をされた例を申し上げました。実は、私も御意見をいただいたことがございます。1割を長くやることについては、ついでよりも市民は例えば無報酬で3か月とかいうことのほうが分かりやすいんじゃないかという御意見もいただきました。しかし、先ほど申し上げましたように、任期中、そのことを忘れないために24か月そのことを1割を減額するという気持ちでこの提案をしたところでございます。

また、期末手当について触れていないじゃないかということでございますけれども、今回の議案提案については、私の考えで提案をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員、いいですか。武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 市長の考えということで今回提案されているんですが、やはりこれも今回のことを忘れないために、任期中ということで減給をしたいという考えは伝わってきましたが、やはり道義的責任と考えた場合、給与だけじゃなく期末手当等も含まれるんじゃないかと考えます。やはり市民はその辺りも判断しておりますので、そこら辺ももう一度十分考えていただきたかったと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんね。

以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 同じくですが、1割カットした根拠を聞こうと思いましたが今、植村議員、武原議員の中で市長の考えでということでございますので、それは聞きませんが、一つ心配な点がありまして、この市長の1割カットが議案提出前に市民の皆さんが分かっちゃったんですね。どっかから漏れたんじゃないかと正直に僕市長に電話しました。議会軽視も甚だしい

と、こういうのが早く出るのはおかしいじゃないかということで、市長には電話をしたわけですが、犯人捜しをするわけじゃありませんが、ぜひ今後もその辺は注意をしていただきたいし、もう一つ思ったのは、市民の皆さんが多分まあまた1割のカットやろうちゅうことで、その辺からうわさが流れたのかなあちゅうことも一つは思っております。

ということで、先ほどから皆さん言われるように、市民の目は厳しいです。市長の判断ではございましょうが、私はちょっと足りんのやないかという気がしますし、先ほど他市の状況がありましたように、もう少ししめり張りのある反省の態度を示してほしかったというのも私の意見でございまして、2年間ずっと忘れないように、10%2年間続けていくということですが、私は逆に短い期間で思い切って反省をしていただいて、あとは一生懸命老岐市のために頑張っていただきたいのが私の考えでございまして。

私は、極端な言い方すると、無報酬3か月、4か月やりますよと、そのくらいの反省の色と意気込みを市民の皆さんに見せてほしかったと思いますし、いろいろ私にもあっちこちから電話があっております。市民の皆さんの目は大変厳しゅうございまして、もうちょっと考え直してもらえないかなというのも一つの提案でございまして、その辺回答できれば、提案しとらすけんもう回答なしでこれで行きますでしょうけど、そういうことですので。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁ありますか。総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 中田議員の質問の中で、議案の取扱いの部分がございました。今の取扱いの状況というのを誤解のないように説明させていただきたいと思います。

今回の内容につきましては、2月10日の議会において、市長の報告という中で、3点目の道義的責任について市政に混乱を招いた道義的責任として明確にするため、3月議会においてしかるべき議案を提出する予定としておりますとの発言をされております。議案の提出スケジュールとしましては、議会開会の1週間前としておりますので、開会日が3月4日それですから1週間前の2月25日金曜日に提出をさせていただいております。提出の方法は、2月25日金曜日に市役所総務課より議会用タブレットにアップをしまして、各議員皆様へ通知も併せてWow Talkで行っているところでございます。

それと、市民皆様一般への公表は同日において市のホームページのほうにアップをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 中田議員おっしゃいますように、市民の目は厳しいということをも十分理解いたしております。そういった中で、先ほど議員もおっしゃいましたように、議員からお電話をいただきました。そして、その中で、先ほどちょっと触れましたけれども、短期間無報酬でと

いうその御意見もいただいたわけでございますけども、そのときに、私はなるほどそういうこともあるなと正直思ったとこでございますけども、それは3月1日でございます、お電話いただいたのが。25日に既に報道機関も、それから議員皆様にも、議案を出しておりました。しかも、その時点で既に一般質問として10%では軽いのではないかというような、その理由は何かという一般質問も出ておりました。

そういった中で一般質問が出ているから議案を差し替えたのかという、そういう批判も受けなとも限らないわけでございます、その時点ではやっぱり議案を差し替えるということには非常に厳しい面があった。時間的には厳しいものがあつた。もう既に皆さんに議案を配付しているという状況にありましたので、そういう私の最初の意思のと通りの議案を提出をいたしておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 市長の考えは分かりました。ただ、議案が先に何が原因か分からんとですけども、皆さんがもう1割ちいうと早く知ってあつたもんですから、ぜひそういう情報の取扱いについては今後ぜひ注意をしていただきたいと思います。市長の考えが聞けましたが、あとは採決の場で決めたいと思いますので。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 総括質疑ですので、委員会に付託されておりますので、総括的な質問をいたします。

私は今回の事件において、無辜の企業、島内の企業を本当に苦しめて、そしてそこに従事しておる社員は路頭に迷う、非常にあってはならない事態がっております。結果的には刑事事件では不起訴であつた。嫌疑不十分であつた。これは、山口議員から詳細を述べられました。しかし、民事裁判の結果は黒であります。壱岐市及び白川博一市長、敗訴であります。

こうした事態を受けて、市長、思い起こしてください。あなたが市長でない立候補者で、壱岐市長になって私がやるんだと言ったときのあのマニフェストでどう書きましたか。給与30%カットする。今回は、武原議員が言われた1割、長崎県知事でも新しくなられたのは退職金は廃止すると言っておられます。今の市長は1,920万円、退職するときにもらつてあるはず、1,920万円1期目だけはそこまで行ってない、私の試算では、こういう重大な事件を犯して1割、情けない、私は、辞職をして市民に真を問う、そして、やり残したことがあるからやる。それくらいの男としての気概がほしい。そのことだけを考えておりますが、どうですか、今は、私が言ったことに対して、市長の見解はどうですか。簡潔で結構ですので、答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の厳しい御意見、心に……。 （「もうちょっと高い声で言って

ください」と呼ぶ者あり)音嶋議員のただいまの御意見、本当に心に響いてまいりました。ただ、私は今回既に議案を上程をいたしております。そのことについて、御判断を賜りたいと思っている次第であります。現時点では、そのことしか申し上げられませんので御理解いただきたいと思っております。

○議長(豊坂 敏文君) ほかに。音嶋議員。

○議員(10番 音嶋 正吾君) 1点だけ申し添えておきます。

今回の件で訴えられた原告に何ら罪はないということだけは申し上げております。検察は——いいですか——不起訴にしたけども、原告には何ら問題はないということでは申し上げております。無辜の企業、無辜の従業員を犠牲にした罪は重いということだけは申し上げておきます。

○議長(豊坂 敏文君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

日程第7. 議案第10号～日程第8. 議案第11号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第7、議案第10号から、日程第8、議案第11号まで2件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 質疑がありませんので、これで議案第10号ほか1件の質疑を終わります。

日程第9. 議案第12号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第9、議案第12号壱岐市文化財展示施設条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。3番、武原議員。

○議員(3番 武原由里子君) 失礼します。

附則の使用料等に関する経過措置に、「この条例の施行の日以降の施設の利用等に関わる使用料について適用し、施行日前の施設の利用等に関わる使用料等については、なお従前の例による」とあります。この小金丸記念館についてですが、小金丸記念館閉館後の利用計画とかはありますでしょうか、お尋ねします。

○議長(豊坂 敏文君) ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。西原教育次長。

○教育次長(西原 辰也君) 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず、この附則第2項につきましては、小金丸記念館の2階のアートギャラリーとして1日当

たり1,010円の貸室使用料に係る経過措置でございます。2階の貸室としての実績といたしましては、年間二、三件程度と使用頻度は大変低いものでございました。また、2階につきましては、以前から恒常的な雨漏りが発生をしており、修理に多額の経費が見込まれることや費用対効果が見込めないことなどから、昨年6月8日に開催をした壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会の意見をもとに閉館をすることに至った次第でございます。

さて、小金丸記念館閉館後の有効利用計画についてですが、まず、閉館後も小金丸幾久先生の作品の管理を行わなければなりません。幸い1階の展示室や収蔵庫は雨漏り等の被害がなく、現状でも作品を適切に保管できると考えております。管理につきましては、現在でも職員が定期的な確認を行っており今後も続けてまいります。なお、作品につきましては、現在も一支国博物館で展示活用を行っておりますが、今後とも適切な管理を行いながら有効利用を図ってまいります。

2階のアートギャラリーにつきましては、常駐職員が不在であり、かつ、館内は1階と2階の仕切りがないため、作品の適正管理の観点から、今後の貸室利用は考えておりません。

今後の有効利用計画について定まったものは現状ではございませんが、作品の収蔵物が多く、1階部分はこれまでどおり作品の保管場所として、今後も日常的な点検により維持保全に努めることとし、当館全体の有効活用については、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御回答ありがとうございます。

2階のアートギャラリーについての質問だったんですけれども、年間二、三件しか使われていないということでしたが、私たちは割とよく使っていたと思うんです。どうしても文化ホール——壱岐の島ホールがいろんなイベントがありますと、特に市のイベントだと全館もう貸切り状態で、どこも部屋が空いていないときが年間何回かありました。そのときに一番近い場所である程度の会合ができるということで、あの場所はかなり使用料も安いですし、使い勝手が良かったという場所でした。

今回、今年度閉鎖になりまして、やはり何度もそういう利用できる会議室が日によってはなかったりとかしましたので、すごく不便なことはありました、事実。もし、検討いただけるのであれば、2階も利用できるようなことが検討していただけると、ほかの団体さんがもし使う場合、すごくいい場所にありますので、御検討いただきたいと思って質問いたしました。

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

○教育次長（西原 辰也君） 2階のアートギャラリーにつきましては、先ほど申しますように、雨漏り等が発生しております。なかなかこの雨漏りの箇所が特定ができずに今まで解決ができなくてきております。文化ホールの隣接する場所として非常に使い勝手のあるということをおっしゃいましたけれども、1階部分の収蔵物との兼ね合いがございまして、なかなか無人の中での貸

出しが今のところできていないところがございますが、今後、本館部分について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員、いいですか。ほかに質疑ありませんか。

日程第10. 議案第13号～日程第11. 議案第14号

○議長（豊坂 敏文君） それでは、日程第10、議案第13号から、日程第11、議案第14号までの2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 通告しておりませんがお願いします。

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正ですが、改正に至る背景ですが、理由の中に消防団員の処遇の改善に関する検討会の中間報告というふうにありますので、なぜこの検討会が持たれるに至ったのかという点と。

それに関すると思いますが、これまで給与は一括して各地域の消防団のほうへ支給されていたというふうに聞いておりますが、その実態と、それを今回個別に各消防団員に給与を振り込むというふうになった、以前はなぜ一括であって、なぜ今度個別になったかの、その辺りの背景をお聞きします。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、消防長。

○消防長（山川 康君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

全国的に消防団員の団員数が減少しているということで、消防庁としてもいろいろ協議をなされて、いろんな処遇改善が必要じゃないかということで、協議が行われてこういった経緯に至っております。

消防団員の報酬について、以前は分団の通帳に支給をしておりましたが、分団支給になりますと透明性がないという観点から、そしてまた、いろんな経費を自分たちの報酬から引かれて自分の手元に入らないということで、協議をなされて直接支給というふうな方向になっております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第13号ほか1件の質疑を終わります。

日程第12. 議案第15号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第12、議案第15号令和3年度老岐市一般会計補正予算を議題と

します。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第13. 議案第16号～日程第15. 議案第18号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第13、議案第16号から日程第15、議案第18号まで3件を議題といたします。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第16号外2件の質疑を終わります。

日程第16. 議案第19号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第16、議案第19号令和4年度老岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをします。

日程第17. 議案第20号～日程第23. 議案第26号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第17、議案第20号から日程第23、議案第26号まで7件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第20号外6件の質疑を終わります。以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第6号から議案第14号まで、及び議案第16号から議案第18号まで、並びに議案第20号から議案第26号まで、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第15号及び議案第19号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15及び議案第19号につい

ては、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任にすることに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員の中らとし、委員長に小金丸益明議員、副委員長に樋口伊久磨議員と決定いたしましたので、報告をいたします。

日程第4. 議案第27号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第24、議案第27号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、教育次長に説明させますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 議案第27号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出です。

1、損害賠償の相手方は、老岐市芦辺町の個人。

2、損害賠償の額、12万6,000円でございます。

3、損害賠償の理由でございますが、令和4年2月14日午前9時54分頃、老岐市芦辺町芦辺浦562番地芦辺庁舎前駐車場において、教育委員会職員が運転する老岐市公用車が車庫から出発する際、駐車場内に右方向から侵入をしてきた損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し、損傷をさせたものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

事故の発生状況でございますが、教育委員会職員が運転する老岐市公用車が車庫から出発しよ

うと左右確認後出発した際、駐車場内に右方向から侵入してきた損害賠償の相手方である個人所有の軽トラックの左側面に接触をし、損傷させたものでございます。双方とも運転手のみ乗車をしており、けがはございませんでした。

事故による過失割合ですが、双方の保険会社同士の協議の結果、壱岐市が7割、相手方が3割となっております。

損害賠償の内容といたしましては、相手方の車両の修繕料見積りに対し、車両の時価額が18万円と算出をされ、市の過失7割相当分の12万6,000円となったところでございます。

今回の事故につきまして、相手方へ大変御迷惑をおかけしたことに對し、深くおわび申し上げます。

事故発生後におきましては、運転者本人には厳重注意を行い、教育委員会職員に対しましても事故防止に細心の注意を払うよう、周知徹底を図ったところであります。

今後、このような事故が発生しないよう、再発防止に向けた指導を徹底してまいります。

以上で、議案第27号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 今、保険会社に相談して割合が決まったということですが、任意保険に加入して保険からこの分らないんですかね。そのところお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（西原 辰也君） 中原議員の質問にお答えいたします。

任意保険には、全国自治協会の保険に加入しておりまして、その保険のほうから対応するようにはいたしております。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） そしたら、一応、市から払って、後から保険が来るということですかね、この件に対して。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（西原 辰也君） 壱岐市から過失7割分について、保険会社から修理会社のほうへ支出することになります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 過失割合の専門家じゃないので分かりませんが、結構、七三ちゅうと大きいのかなと思いますが、私前回のときも、1年ぐらい前に、何年前か忘れて——言った覚えがあるんですけども、こういうことがあって過失割合や何やらあるわけですから、ぜひ公用車にドライブレコーダー、今、もうほとんどついてますのでつけてください。でも、全車

につけていいとですよ。公用車、例えば芦辺支所なら芦辺支所に5台ぐらい置いて、公用車に乗るときそれを持って行って、携帯できるドライブレコーダーあります。ぜひ、それをつけないと保険会社の査定も大変やろうし、それをつけて事故が減るわけではないですけども、これだけ公用車がおるんですから、事故も仕方ないとは言えませんが、事故をする割合は高いと思いますので。

前日も言ったら、総務部長が「はい、検討します」と言いますが、今まで1回も検討はされていないみたいですので、「検討する」はもう「しない」という言葉に私は取りたいと思いますので、今度は検討するじゃなくてするかしないか、はっきりお願いをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 中田議員の質問にお答えをいたします。

ドライブレコーダーの件につきましては、過去いろいろ質問等また御指摘を頂いております。

そのときに答弁をさせていただいておりますけども、取り付ける方向で結局車検とかいろいろ購入、更新の折にはつけていきますという答弁をしとったと思います。ただ、今中田議員が言われたように、それを使い回しというか、ドライブレコーダーをほかの車に移設しながらも使えるということでございますので、そのような対応を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） これだけ事故があるんですから、ぜひお願いします。

私、五島かどっかに議員の研修、前に行ったときには、職員が我々ちょっと案内してくれるとき「何か持ってるけど、それ何ですか」と聞いたら「ドライブレコーダー、全部つけていますよ」と。「事故があったら危ないのでつけています」という、五島も早々とやっております。今、ドライブレコーダーもそう高価なものじゃありませんので、あした注文してあさってからでもつけていただきたいと思います。

損害賠償も保険会社の査定もなかなか全てを信用しないわけではないですけども、やはり事故した本人もショックでしょうから、ぜひドライブレコーダー早急につけるようにお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この損害賠償については、最初の日にもありましたように、専決処分がありましたように、立て続けに起きているというふうに思うんですが。

年度末であり職員の方の多忙さ含めて、事故が単なる個人責任じゃなくて、やっぱりいろんな側面を原因があるのではないかなと。コロナ禍で救急車がいっぱい出る場があって睡眠不足だったとかいろいろ原因も、先の専決処分ときには原因も考えられたりとか、今回の場合も教育委員会の多忙化の中で、どうしても注意散漫とか慌てて移動せないかんとか、そういう個人的に追

い詰められた、そういう注意散漫になりかねないそういう働き状況がやっぱり原因としてあるのではないかなというふうに、いろいろ想像ですけども考えるわけです。

一般的に再発防止を職員にと、事故起こさんよにというだけではなかなか根本的な多忙化の中で注意散漫になるとか、慌てて事故起こすと、そういうこともあるわけですから、やっぱり今の市の役場の職場での勤務実態を反映して、ここは直さないかと、そうしないと再発防止につながらないと、そういう観点での今の市の職員の皆さんの働き方をやっぱりちょっと見直していただく、その辺りが必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の質問にお答えをいたします。

まず働き方につきましては、そういう過労とかならないような形の配慮は十分取ってまいりたいと思っております。

職員に対しましては、事故あるごとに——あるごとにということは、あれですけども——小まめな通達等を出して、注意等を促しておるところでございます。

また、事故というのは起こしたくて起こすわけではございませんけども、その公用車等を傷める、市に損害を与えるという場合もございますので、その分については損害額等に応じた形での評定をして、処分等も行っておるところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 損害賠償の云々ではなくて、やっぱり事故をなくす、市の職員も起こしてしまえば負担も多いですから、そういうふうにつながらないようにゆとりを持った働き方を市職員の皆さん全体で追及していくという、そういう構えが必要ではないかということでの思いでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月9日水曜日午前10時から開きます。

なお、明日は一般質問となっており、4名の議員が登壇する予定となっております。

竜崎市ケーブルテレビ、竜岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視

聴いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時0分散会
